

「2020 北京住博会」における ジャパンパビリオンの出展参加者の募集について

当協会は、日本貿易振興機構（ジェトロ）による分野・テーマ別海外販路開拓対策事業（令和2年度農林水産省補助事業）の一環として、中国北京市で開催される「2020 北京住博会（令和2年11月5日（木）～7日（土）」にジャパンパビリオンを設置し、スギ、ヒノキ、カラマツ等地域材の特徴と加工・利用技術を活かした木材製品の展示・広報活動を行うこととしており、当該展示・広報宣伝活動に参加される希望者を募集します。

日本木材製品の展示・広報活動への参加を希望される方は、別添の「令和2年度ジャパンパビリオン（北京）出展参加者応募実施要領」を熟読のうえ、同要領の「5. 応募申請」に記載する関係書類に記載のうえ、令和2年9月30日までにご応募下さい。

令和2年8月28日

一般社団法人日本木材輸出振興協会
事務局長 吉野 示右

別添 令和2年度ジャパンパビリオン（北京）出展参加者応募実施要領

(別添)

令和2年8月28日

令和2年度ジャパンパビリオン（北京）出展参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会

1. 実施目的

海外における日本産木材製品の認知度向上、販売促進に資するため、日本貿易振興機構（ジェトロ）による「分野・テーマ別海外販路開拓対策事業」（令和2年度農林水産省補助事業）の一環として、「第19回中国国際住宅産業・建築産業製品及び設備博覧会」（以下、「2020北京住博会」という）において、ジャパンパビリオンを設置し、日本産木材を利用した製品の効果的な宣伝普及の支援を行うことを目的としています。

2. 実施内容

(1) 概要

2020北京住博会（令和2年11月5日（木）～7日（土））にジャパンパビリオンを出展し、スギ、ヒノキ、カラマツ等日本産木材を使用した製品等の輸出に取り組む意欲のある出展者との連携で、出展によるPRを主とする広報宣伝活動、アンケートの調査等を行うことにより、オールジャパンで海外需要の創出に取り組みます。

(2) 主要内容

ア 出展コンセプト

オープン型「ジャパンパビリオン」を設置し、その中に各種日本産木材製品や宣伝パネル、資料を展示し、日本産木材の良さや加工技術の高さ、また、日本の木材・木造住宅ならではの安全性、健康性、快適性をアピールします。

イ 出展物

スギ、ヒノキ、カラマツ等日本産木材を使用した木材製品

ウ 出展面積

設置するジャパンパビリオンの広さは、以下のとおり。

「2020北京住博会」：192 m²（9 m²/1小間での換算：21小間相当）

なお、ジャパンパビリオンは、各出展者ごとに三面が囲まれる標準ブースのような閉鎖的なスペースは提供せず、合同出展の形で出展します。

エ 日本産木材製品のPR

ジャパンパビリオンの出展効果や日本産木材製品の認知度を高めるために、事前のプロモーション活動、出展中にはPR動画の上映、パンフレットの配布などによる広報宣伝、終了後は先方への情報・助言の提供などによる事後プロモーション活動を行います。

オ アンケート調査の実施

ジャパンパビリオンの来場者を対象とする木材利用ニーズや日本産木材への評価・意見等に関するアンケート調査を行い、その結果を分析して出展者及び輸出に取り組む事業者等に提供します。

3. 募集要項

(1) 出展物の要件

日本産木材を使用した製品等

(2) 応募面積

出展希望者は、出展申込書に出展希望面積を記入して下さい。

ただし、出展参加者の展示位置は出展内容により日本木材輸出振興協会(以下「協会」という。)で決定させていただきます。面積や位置等は必ずしも出展者のご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承下さい。

(3) 出展料

① 提供するサービス：無料となります。

- ・ 展示スペースの借料（基本備品費を含む）
- ・ 展示スペースまでの電気などの工事費
- ・ ジャパンパビリオン全体の装飾費
- ・ 共通の広報宣伝費（集客のための広報等）
- ・ 通訳（共通に係るものに限る）
- ・ ジャパンパビリオン用の電気料
- ・ 現地展示会場管理者による展示運営管理費

② 提供しないサービス：出展者が自己負担していただきます。

上記①以外の経費であり、その主要なものは以下のとおりです。

- ・ 出展物やパンフレット類の輸送に要する経費
- ・ 社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）
- ・ 出展物の配置・展示・運営の経費、並びに出展物及び自社スペースに持ち込む出展者所有物に係る盗難等の保険料
- ・ その他、出展者の都合により発生する個別経費

4. 応募資格等

日本産木材を使用した製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者及びその団体、地方公共団体等であって、会期の全日程を通じて出展者がパビリオンで広報宣伝活動及び成果等の報告を行うことが条件となります。

5. 応募申請

出展希望者は、別紙の様式1「出展申込書」、様式2「特別装飾等申込書」及び様式3「出展展示終了後の出展物処理連絡書」にご記入のうえ、次に掲げる書類を添えて郵送により下記期日までに協会にご提出下さい。また、郵送と同時に当協会宛てにFax、又はEメールでご送信下さい。

→ [様式1～様式3 ダウンロード](#)

但し、当協会がこれまで実施した海外出展に参加した実績がある者に限り、下記①、②の提出は不要です。

- ① 組織の設立関係を明記した書類（自治体を除く。）
- ② 過去2年間の主要活動を明記した書類又は組織のパンフレット

なお、応募数が募集小間相当数を大幅に上回る場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。また、出展物として相応しくないと考えられる際には、ご参加をお断りすることがあります。

申込書の提出期限：令和2年9月30日（水）正午（必着）

6. 出展参加者の選定と公表

出展参加者の選定は、出展資格を有する者について、応募申請の内容を踏まえ以下の審査事項に基づき公正に審査し、事業の主管機関と協議した上で決定します。決定後には、各応募者に通知するとともに、当協会のホームページにおいて公表します。

（審査事項）

- ① 日本産木材（スギ、ヒノキ、カラマツ等）の輸出促進に資するか。
- ② 海外市場の開拓、輸出拡大が見込まれる品目であるか。
- ③ 海外市場の開拓、輸出拡大のために具体的な考えを有しているか。
- ④ 日本産木材（スギ、ヒノキ、カラマツ等）の良さをPRできるものであるか。
- ⑤ パビリオンの出品構成がバランスのとれたものとなるか。

7. 出展に係る遵守事項等

(1) 出展物の管理

出展物の管理は、出展者の責任において行うものとします。

(2) 出展物の準備、処理及び期間中の運営

出展者は、協会の指導のもとに、出展物の展示スペースへの搬入、開梱、据付等の準備、会期中の広報宣伝、展示会終了後の出展物の処理を行うものとします。

(3) 輸送について

出展者は、自社で運送会社を手配されることを推奨します。自社で手配が困難な場合は、協会指定の運送会社を使用することも可能です。その場合、集荷先までの運送等諸費（自己負担）を除き、出港から現地展示会場までの共通経費（運賃、通関費、横持ち運賃、保管料など）については利用者で按分いたします。出展物の量（体積、重量）や品目により課税される関税・VATなど利用者ごとに異なるため、負担額は均等割ではありません。

(4) 展示装飾

展示全体の基本的構成・設計・デザイン、基本装飾（施設、備品など）の企画、施工は、協会が行いますが、出展者の展示物の配置は、出展者が、協会と必要に応じて協議し、各出展者の責任で行うものとします。

なお、組立、据付等で、特別な技術を要するものは、出展者が、協会の同意を得て行うものとします。

また、出展者は、特別装飾が必要な場合は、様式2の用紙に記入し、事前に、協会の承諾を得るものとします。

(5) 出展物の実演

出展者は、展示スペースにおいて、実演することが出来ます。ただし、協会は、会場の条件及び現地安全諸規程等により、実演を禁止又は制限することがあります。

出展物を実演する場合は、様式2の用紙に記入して下さい。

(6) 映像物・宣伝物

映像物の上映並びに宣伝物（カタログ、見本品等を含む）を配布する場合は、様式2の用紙に記載して下さい。

なお、これらについて、現地側から求められる事前審査を受ける必要がある場合は、その指示に従って下さい。

(7) 出展物の処理

出展者は、予め、出展物の展示終了後の処理方法（売却、寄贈、転送、廃棄など）

を出展物ごとに定め、様式3の「出展展示終了後の出展物処理連絡書」に記入して提出して下さい。

なお、現地の諸事情により所定の期日までに希望の処理方法で処理できない場合は、協会は、出展者の相談に応じて、出展者とその対応を協議することとします。

(8) 出展中の事故

出展中に発生したすべての事故は、協会と出展者は相互に連絡し合い、その対応を協議するものとします。

(9) 出展結果の報告

出展中及び展示会終了後、出展者は、協会から、出展結果の報告を求められた際は、「出展結果報告書」(別途配布)により、所定期日までに提出するものとします。

(10) アンケート等へのご協力

出展者は、会期前後および会期中に、協会が行う聞き取り調査及びアンケート調査等に協力いただくものとします。

(11) 内容の変更等

助成事業の方針等により内容が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

(12) 本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、又は、展示会主催者等が新たな事項を定めた場合には、協会はその対応を定めることが出来るものとします。

8. 展示事業の中止、出展の取り消し、出展の解除、係争

(1) 出展事業中止の場合

協会は、次の場合、本出展事業を取りやめ、又は、変更することが出来るものとします。この場合、出展者の損害及び不利益等について、協会は一切その責任を負わないものとします。

- a) 戦争、政情不安、天災、伝染病など、不可抗力により、本展示事業が開催中止等となった場合
- b) 開催期日、方法等の条件等に大きな変更があった場合
- c) その他やむを得ない事由により、協会として本展示事業への出展が不適当もしくは不可能となった場合

(2) 出展の取り消しと出展の解除等

出展者の確定後、出展者の都合で出展の取り消し、もしくは出展物の大幅な変更

がある場合、出展開催日の2週間前までに書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。

協会は、出展者が、本要領に遵守することができない場合、出展の取り決めに解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、協会は賠償請求できるものとします。

(3) 係争

本要領に関する係争は、東京地方裁判所が専属管轄を持つものとし、日本国内法に準拠して処理するものとします。

9. 応募・照会窓口

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4F

一般社団法人日本木材輸出振興協会

電話番号 (03)5844-6275 FAX 番号 (03)3816-5062

担当者： 吉村、趙

担当者 E-mail : jwe@j-wood.org

10. 出展予定の展示会の概要

2020 北京住博会の概要

主催者	住宅産業化促進センター、中国住宅産業協会、中国建築文化センター
会場	中国国際展覽センター（新館）（北京市海淀区三里河路 13 号）
会期	2020 年 11 月 5 日（木）～ 11 月 7 日（土）
出品物範囲	建築関係内外装建材、インテリア用品等
その他	昨年の来場者約 6 万名、出展者約 600 社、会場総面積 57,000m ² （主催者による）